

## サーモグラフィーカメラ運用ガイドラインの策定及び貸出開始について

庁内貸出用に購入したサーモグラフィーカメラについて、下記のとおり運用ガイドラインを定めた上で庁内貸出を開始する。

### 記

- 1 運用方法 市所管施設及び市主催事業（会議、イベント、研修会、講習会等）における新型コロナウイルス感染拡大防止のための体表面温度測定のため、管財課貸出備品として各課に貸出しを行う。  
※庁舎外持出は可能とするが、外部団体への貸出は行わない。
- 2 運用ガイドライン 貸出開始にあたり、統一的な基準に基づく対応を実施するため、管財課、人事課及び安全対策課の共同で運用ガイドラインを定める。ただし、施設・事業により個別の事情等があることをふまえ、利用に際しての具体的事項については、運用ガイドラインに沿って主管課長が判断することとする。  
【別添1】サーモグラフィーカメラ運用ガイドライン（案）  
【別添2】サーモグラフィーカメラ運用ガイドラインQ&A（案）
- 3 貸出開始 令和2年10月1日（木）
- 4 その他 (1) 9月15日付で事務連絡により庁内周知を行うとともに、職員ポータル施設予約から利用予約受付を開始する。  
(2) 9月23日（水）から30日（水）までの期間、本庁舎1階総合案内にサーモグラフィーカメラを設置して運用試験を実施する。運用試験中は、職員・来庁者等のセルフチェック用として自由に使用可能とする。
- 5 問い合わせ先 (1) サーモグラフィーカメラの貸出方法等に関すること：管財課  
(2) 発熱を確認した市職員の取扱いに関すること：人事課  
(3) 新型コロナウイルス感染症対策に関すること：安全対策課